○財務省告示第二百八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年五月三十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月九日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆九千八百二十五億三千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百九十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆九千八百十一億三千四百五十七万九百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百九十二億八千二百五十六万八千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年五月三十一日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭二厘

十二　償還期限　平成二十二年八月三十日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年五月三十一日

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市郡山字金山二四の一（次の図に示す部分に限る。）、二八から三一まで、三三、小原字雨塚山一の八、一の一二、一の三七、福岡蔵本字箱森一三一の二〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市津山町横山字竹の沢一の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一の三一、一の二一九から一の二二一まで、字黒沢三六、四二、六八、一一四の一、一八七の一、字上の山一三三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町宮崎字北二二の二、二二の三、二三の一（次の図に示す部分に限る。）、二三の二、二三の四、二三の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市東和町米谷字朝田貫六四の一、六四の三、六四の九、六四の一七、六四の一九、六四の二〇、六四の二三、六四の二五から六四の二七まで、六四の二九から六四の三四まで、六四の七三、六四の七六から六四の七九まで、六四の八一から六四の八三まで、六四の八五から六四の一〇二まで、六四の一〇四から六四の一一五まで、六四の一一八から六四の一三二まで、六四の一三四から六四の一三六まで、六四の一三八から六四の一四一まで、六四の一四五、六四の一五九から六四の一六二まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養